

## 竹田市環境保全条例に係る環境保全事前協議書添付書類について

1. 環境保全条例に基づく事前協議は、市民課が窓口となり、事業の実施にあたって周辺への影響や、申請・手続等の有無を漏れのないように関係各課に事前に確認をしていただくもので、許可制度ではありません。

また既に、手続きが必要だと思われるものについては、同時に進めていただいで結構です。

2. 竹田市景観条例に基づく届け出が必要な場合があります。建設課へお尋ねください。

3. 事前協議書を提出していただいた後に、追加で書類をお願いする場合や不明な点をお聞きする場合があります。ご連絡先等を下段に記入下さい。

(連絡先の入った名刺でも結構です)

申 請 者 : \_\_\_\_\_

施 行 場 所 : \_\_\_\_\_

ご 担 当 者 氏 名 : \_\_\_\_\_

ご 連 絡 先 ( 携 帯 可 ) : \_\_\_\_\_

ご連絡先 (パソコンメールなど) : \_\_\_\_\_

4. 竹田市環境保全条例による提出添付書類は以下の通りです。

(1) 位置図

(2) 計画平面図

(3) 事業計画書又はそれに準ずる書類

(林地開発許可申請を行う場合は、主な部分の写しなど)

(4) 現況写真、付近見取図、断面図、立面図及び給排水系統図

(5) 隣接土地の判明できる字図 (公図の写しなど)

(6) その他市長が必要と認める書類

\*排水を水路や道路側溝に流す計画をしている場合は、流量計算書

※以下のものは写しでも結構です。

\*申請が法人である場合には登録事項証明書

\*土地の売買及び賃借が確認できる書類

(売買後、登記が申請に間に合わない場合は契約書等)

\*太陽光等発電施設の場合は電力買取業者との接続契約

\*地番、地目、面積、所有者の確認できる書類 (法務局の全部事項証明書など)

※また事前協議書提出日から30日以内に関係者説明会を開催し、関係者説明会実施報告書を提出してください。既に行っている場合は、事前協議書と同時でも構いません。(竹田市環境保全条例第10条)